|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省エネルギー法に基づくエネルギー管理標準 | **「昇降機」管理標準（例）** | 整理番号：Ｓ-２１ |
| 改訂： | 頁：1/1 |
| １．目的このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第４条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。２．適用範囲当工場等に設置された昇降設備（エレベータ、エスカレータ）に適用する。 |
| 項目 | 内　　　　容 | 判断基準番号 | 管理基準 | 参照マニュアル |
| 運転管理 | **1.稼働台数制御等**　(1)利用状況に応じた運転台数制御(2)利用者別（来客、従業員、荷物用等）運転台数、利用回数の調整 | (6-2)①イ | ・平日：○台・土曜：○台・休日：○台・従業員用；１フロアー移動は使用不可等 | 運転管理マニュアル |
| 計測記録 | **1.計測・記録**①電圧（配電元で良い）、②電流、電力量　等 | ― | ・項目、頻度 | 記録簿 |
| 保守点検 | **1.昇降機、電動機損失の低減**昇降機器、動力伝達部、電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検(1)日常点検「日常点検マニュアル」に基づき実施(2)定期点検「定期点検マニュアル」に基づき実施　 | (6-2)③イ | ・回/日・回/年 | 日常点検マニュアル定期点検マニュアル |
| 新設措置 | 1.建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施 | (6-2)④イ |  |  |
| 改訂履歴 | 改訂年月日 | 改定内容 | 作成 | 承認 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 承認 |  | 照査 |  | 作成 |  | 実施年月日 |  |
| 制定年月日 |  |